

第1表（死亡した贈与者・遺贈者用）〔記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

- 寄附をした者（公益信託の信託財産とするために寄附をした者を含みます。）が申請書を提出する前に死亡した場合
- 被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合
- 被相続人が既に設定されている公益信託に財産を遺贈（遺言による追加信託を含みます。）した場合
- 被相続人が法人を設立するために遺言により財産を提供した場合
- 被相続人が公益信託を設定するために遺言により財産を信託した場合

《記載要領》

1 「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 次の(2)以外の贈与又は遺贈

- イ 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
- ロ 法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日
- ハ 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力が生じた年月日（相続開始日）

(2) 公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈

- イ 公益信託を設定するための生前に行われた信託契約による財産の信託の場合には、その公益信託の認可年月日又はその信託契約の締結年月日のいずれか遅い日
- ロ 既に設定されている公益信託の受託者に対する贈与（信託契約による追加信託を含みます。）の場合には、その公益信託の信託行為において信託財産の受入れについて権限を有する者のその財産の受入決定年月日（その財産の受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、その受入決定年月日又はその認可年月日のいずれか遅い日）
- ハ 公益信託を設定するための遺言による信託の場合には、その公益信託の認可年月日
- ニ 既に設定されている公益信託に対する遺贈（遺言による追加信託を含みます。）の場合には、その遺贈をした者の相続開始日（その遺贈による財産の受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、その認可年月日）

(注) 上記(1)イ若しくはロ又は(2)イ若しくはロに掲げる日において農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供の場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。

2 「寄附の態様」欄は、次により記入してください。

(1) 次の(2)以外の贈与又は遺贈

法人への寄附の態様に応じて「贈与」、「遺贈」又は「法人を設立するための財産提供」のうち該当する□にレ印を記入してください。また、「法人を設立するための財産提供」の

場合は、「生前処分」又は「遺言」のうち該当する□にもレ印を記入してください。

(2) 公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈

「公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈」の□にレ印を記入してください。この「公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈」には、公益信託を設定するための遺言又は信託契約による信託及び既設の公益信託への贈与又は遺贈（信託契約又は遺言による追加信託を含みます。）が含まれます。

- 3 「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載してください。なお、この申請書に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。
- 4 「寄附者」及び「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた公益法人等」の「住所又は所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「〇〇市△△区××1丁目2番3号」というように記載してください。なお、寄附者の納税地と住所が異なる場合は、「寄附者」の「住所（納税地）」欄に納税地を記載し、欄外に住所を記載してください。
- 5 「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第1項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第1項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。
- 6 この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

- 1 寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 財産の寄附の態様が次の場合には、遺言書の写し
 - 法人を設立するための遺言による財産の提供
 - 既に設立されている法人に対する遺贈
 - 公益信託を設定するための遺言による財産の信託
 - 既に設定されている公益信託の受託者に対する遺贈（遺言による追加信託を含みます。）